

海外からの模倣品流入に対する規制の強化

東京税関 総括知的財産調査官 調査官 下山 月菜

抄録

令和3年の特許法等の一部改正において、商標法の使用行為、意匠法の実施行為の一つである「輸入」行為を見直しました。この改正は、インターネット通販の利用が増加してきたことに伴って、特に商標法の分野で解決すべき重要な課題の一つとして挙げられてきた課題に対応するものです。本稿においては、改正に至る過程でポイントになったこと、改正内容、そして今後予想される動きについて紹介します。

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、「非接触」の生活様式が浸透し、経済活動の在り方が大きく変化しました。こうした変化に対応するため、令和3年5月21日に「特許法等の一部を改正する法律」が公布されました。本法律では、(1) 新型コロナウイルスの感染拡大に対応したデジタル化等の手続の整備、(2) デジタル化等の進展に伴う企業行動の変化に対応した権利保護の見直し、(3) 訴訟手続や料金体系の見直し等の知的財産制度の基盤の強化、を柱にしています。

このうちの二つ目の柱「(2) デジタル化等の進展に伴う企業行動の変化に対応した権利保護の見直し」に位置づけられるものとして、近年増加している個人使用目的による模倣品の輸入に対応するために、商標法上の使用行為・意匠法上の実施行為の一つである「輸入」行為が見直されました。

筆者は、本改正当時、総務課制度審議室に在籍し、本件について検討する機会をいただきました。

本稿では本改正の概要について紹介します。審査官の皆様にとっては、商標権を含む産業財産権が水

際取締りの場面でも活用されていることはあまり馴染みがないかもしれませんが、この機会に少しでも知っていただければ幸いです。

なお、文中の意見に係る部分は、筆者の個人的見解であり、特許庁の見解を示すものではないことを予めお断りします。

2. 水際における知的財産侵害物品の取締り状況

(1) 税関における知的財産侵害物品の差止状況

商標法・意匠法の改正について記載する前に、知的財産侵害物品の差止状況について紹介します。最新の情報として、令和2年の差止状況について見ますと、輸入差止件数（税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数）は30,305件で3年ぶりに3万件を超え、輸入差止点数（税関が差し止めた知的財産侵害物品の数）は589,219点となっています¹⁾。知的財産別輸入差止実績では、例年と同様に、商標権侵害物品が輸入差止件数ベースで29,483件（構成比96.7%）と全体の大半を占めています²⁾。品目別では、例年ですと、バッグ・衣類が輸入差止件数ベースで5割前後を占

1) 財務省「令和2年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」令和3年3月5日2頁
(https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2020/ka20210305.pdf, 令和3年10月7日最終閲覧)
さらに、令和3年9月10日に財務省から公表された「令和3年上半期の税関における知的財産侵害物品の差止状況」2頁
(https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2021_1/ka20210910.pdf, 令和3年10月7日最終閲覧)
によれば、令和3年上半期の輸入差止件数は14,600件（前年同期と比較して5.0%減少）、輸入差止点数は460,764点（前年同期と比較して67.2%増加）となっています。

2) 前掲注1) 4頁

めていますが、これに加えて令和2年では時計類の輸入差止件数が3倍増と大幅に増加しました³⁾。また、健康や安全を脅かす危険性のある物品の輸入差止が続いています⁴⁾。

(2) 侵害貨物の小口化

近年、税関における知的財産侵害物品に係る輸入差止の実態は大きく変化してきています。例えば、平成17年と令和2年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止状況とを比較してみますと、平成17年では輸入差止件数が約1万3000件となっているのに対して、令和2年では約3万件と大きく増加しています。一方で、輸入差止点数について、平成17年では約110万点であったのに対して、令和2年では約60万点と推移している⁵⁾ことから、輸入差止1件あたりに含まれる知的財産侵害物品の数量が少量化していることを読み取ることができます(以下「侵害貨物の小口化」といいます。)

侵害貨物の小口化の要因として、電子商取引の進展等が挙げられますが、これに伴い個人使用目的であることを理由に商標権の侵害とはならない模倣品の輸入も増加しています。このような状況を踏まえ、知的財産推進計画2020においても、「特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について引き続き検討する⁶⁾」とされていました。

3. 現行制度の概要

(1) 商標法

商標法において、商標権者は、指定商品又は指定役務(以下「指定商品等」といいます。)について登録商標を使用(商標法第2条第3項)する権利を専有(同第25条)しています。すなわち、商標権者以外の者が、権原なく指定商品等と同一の商品又は役

務について登録商標と同一の商標を使用する行為は、商標権の侵害が成立することになります。また、商標法では、こうした本来的な商標権を指定商品等に登録商標と類似の商標を使用する行為及び指定商品等に類似する商品・役務に登録商標と同一・類似の商標を使用する行為に拡大し(商標法第37条第1号)、さらには商標権の直接侵害の予備的行為についても侵害行為とみなす旨規定しています(商標法第37条第2号以下)。

商標権の侵害が成立するためには、「商標」の「使用」に当たることが必要となります。言い換えますと、「商標」とは、標章のうち、「業として商品を生産等する者」(以下「事業者」といいます。)が、その商品又は役務について「使用」するもの(商標法第2条第1項第1号及び第2号)であるところ、事業者でない者(以下「個人⁷⁾」)が使用するものは「標章」にすぎず、「商標」には該当しないということになり、商標権の侵害は成立しないこととなります。

(2) 意匠法

意匠法において、意匠権者は「業として」登録意匠及びこれに類似する意匠(以下「登録意匠等」といいます。)を「実施」(意匠法第2条第2項)する権利を専有しており(意匠法第23条)、意匠権者以外の者が、権原なく「業として」登録意匠等を実施する行為は意匠権の侵害となります。個人による登録意匠等の使用も「実施」行為に該当し得ますが、「業として」行うものでない限り意匠権の侵害は成立しないこととなります。

(3) 関税法

① 輸入差止申立てと認定手続

関税法において、商標権や意匠権等を含む知的財産権を侵害する物品は「輸入してはならない貨物」と位置づけられており、没収等の対象となってい

3) 前掲注1) 5頁

4) 前掲注1) 1頁

5) 前掲注1) 2頁

6) 知的財産戦略本部『知的財産推進計画2020 ～新型コロナ後の「ニュー・ノーマル」に向けた知財戦略～』2020年5月27日 66頁 (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20200527.pdf>, 令和3年10月7日最終閲覧)

7) ただし、自然人であっても、業として商品を販売等する者(いわゆる「個人事業主」)に該当する場合には「事業者」に該当し、商標権侵害の主体となります。

す（関税法第69条の11第1項第9号及び第2項）。また、没収⁸⁾等がなされる前に、税関長は、知的財産権を侵害する物品に該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」といいます。）を執らなければなりません（関税法第69条の12）。

商標権又は意匠権等の権利者は、自己の知的財産権を侵害する貨物に関し、税関長に対して、当該貨物が輸入されようとする場合は当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てることができます（以下「輸入差止申立て」といいます（関税法第69条の13））。また、輸入差止申立てが受理された貨物（商標権、著作権等に係るもの⁹⁾）については、簡素化した認定手続（以下「簡素化手続」といいます（関税法施行令第62条の16第1項ただし書、第3項第7号、第4項第3号・第5号））の対象となっています。簡素化手続において、商標権等侵害物品に該当することについて争う場合には、その旨を記載した書面（以下「争う旨の申出」といいます。）を輸入者が10執務日以内に提出しない場合には、権利者からの証拠及び意見の提出を要することなく、侵害の該否を認定することになります。

なお、財務省の統計によりますと、認定手続が開始されるもののうち、約9割は簡素化手続によるものであり、商標権に関するものが大半を占めています¹⁰⁾。

②関税法第69条の11の「輸入してはならない貨物」について

関税法第69条の11に規定する「輸入してはならない貨物」には知的財産権侵害物品が含まれていますが、条文を見ますと、同条第9号では「特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品」との

み規定されています。これに対して、平成18年の関税・外国為替等審議会関税分科会の「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ座長とりまとめ¹¹⁾」（以下「WGとりまとめ」といいます。）によれば、知的財産権侵害物品について関税法第69条の11の「輸入してはならない貨物」とされているのは、以下のような考え方によるとされています。

- (i) 知的財産法により、関税法上の「輸入してはならない貨物」の輸入に係る罰則と同程度の罰則の適用をもって輸入行為が禁止されていること
- (ii) 知的財産侵害物品の輸入を禁止することは、国民の健康・安全、経済秩序の維持といった社会公共の利益の保護の観点から特に必要かつ重要であり、税関をして積極的に水際取締りを行わせ、その輸入禁止の実効を期すことについて国民的なコンセンサスがあると考えられること
- (iii) 知的財産侵害物品が国内に流入することにより、社会公共の利益が著しく損なわれ、又はそのおそれがあると考えられること

これらに基づき、現行の商標法を含む知的財産法において個人使用目的による模倣品の輸入が侵害行為として規制されていないことから、当該行為について関税法を含む関税関係法令により独自に規制することは適切ではないとWGとりまとめで整理されています。

4. 現行制度の課題

(1) 商標法上の課題

一般論として、日本国内の事業者が海外から模倣品を輸入する行為や、その模倣品を事業者が日本国

8) 令和2年11月6日 第6回（新）産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会 資料2「税関における知的財産侵害物品の水際取締りに関する（財務省関税局プレゼンテーション資料）」4頁（https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/document/t_mark_paper06new/shiryoku2.pdf, 令和3年10月7日最終閲覧）によれば、関税法第69条の11第2項における「没収」は、行政上の没収と解されています。

9) 関税法施行令において、特許権・実用新案権・意匠権・営業秘密（不正競争防止法）に係るものを簡素化手続の対象から除外する旨規定しています（関税法施行令第62条の16第3項第7号）。

10) 前掲注8) 9頁

11) 関税・外国為替等審議会 関税分科会「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ座長とりまとめ」平成18年12月14日 1～2頁（<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1238754/www.mof.go.jp/singikai/kanzegaita/siryoku/kana181214/kana181214d.pdf>, 令和3年10月7日最終閲覧）

WGとりまとめ当時、現行の関税法第69条の11は第69条の8となっていますので、上記資料をご覧になられる場合はご注意ください。

内で販売等（商標法上の「譲渡」や「引渡し」に該当します。）する行為は、事業者による行為であることから、商標の使用に該当し、商標権の侵害が成立します。

しかし、少量の貨物を郵便等で海外から日本国内の個人に対して直接送付する取引において、この場合の「輸入」行為の主体は日本国内の個人であるが故に、事業者の行為とはいえ、商標の使用にも該当せず、商標権の侵害が成立しないことから、税関において模倣品を没収等することができないこととなっています。

税関実務においても、認定手続において、輸入者が争う旨の申出として「個人使用目的である」旨の主張をした場合には、商標権侵害物品の該当性の判断に際して、税関に大きな事務負担が生じる一因となっています。

それでは、現行の商標法上の解釈によって海外の事業者から国内の購入者に直接送付される場合に規制することができるかといえるのかを、改めて整理する必要があります。

商標権等の侵害行為が日本の領域内で行われると評価できるのであれば、海外の事業者が行為主体となり得ます¹²⁾。もっとも、商標法第2条第3項第2号の「譲渡」や「引渡し」で海外の事業者による行為に商標権の侵害が成立するののかという点、その成否は明らかとなっていません¹³⁾。

また、商標法第2条第3項第2号の「輸入」について、商標法上に定義はありませんが、関税法と同様に外国から本邦に到着した貨物を本邦に引き取る行為（関税法第2条第1項第1号）と解するのであれば、その行為主体は日本国内の者であると考えられます。これに対して、イタリア法人である商標権者が自身の登録商標を付した商品を日本国内の法人

に対して販売し、イタリアから日本に発送した事案において、日本国内の事業者による輸入行為をもって海外の事業者による「輸入」に該当すると判断した裁判例¹⁴⁾があります。しかしながら、当該裁判例も不使用取消審判の審決取消訴訟であり、日本国内の送付先が個人である場合や侵害事件の場合に同様の解釈がなされるのか、その射程範囲は明らかではありません。

(2) 意匠法上の課題

意匠法にも、商標法と同じ問題が生じます。現在、税関での輸入差止実績は商標権侵害物品が圧倒的に多いものの、意匠権侵害物品の輸入差止事例も確認することができます。とりわけ、意匠権侵害物品として輸入差止がなされているものはイヤホンや美容用ローラー¹⁵⁾といった個人向けに直接販売されることが予想される物品が多く、今後、これらの物品が個人使用目的で輸入される蓋然性が高いものと考えられます。

また、税関での認定手続において、意匠権についても、輸入者から「個人使用目的」の主張をされた場合には、「業として」登録意匠と同一又は類似の意匠を実施したといえず（意匠法第23条参照）、意匠権の侵害が成立しないこととなります。このため、商標権と同様に、国内への意匠権を侵害するものの流入を阻止することが難しいものといえます。

5. 海外の制度比較

それでは、他の国において模倣品の個人使用目的による輸入についてどのような規制が設けられているのでしょうか。以下では、欧米の状況を中心に紹介します。

12) インターネット上の商標の使用に関する事例ですが、海外の事業者が日本の領域で行われたと評価される行為のイメージとして、令和2年11月6日 第6回（新）産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会 資料3「模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性について」13頁（https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/document/t_mark_paper06new/shiryu3.pdf、令和3年10月7日最終閲覧）が参考になると考えられます。

13) 知財高判平成18年5月25日（平成17年（行ケ）第10817号〔WHITE FLOWER事件〕）は、香港法人（商標権者）が、オンラインショップ等を通じて、日本国内の個人に対して自己の登録商標を付した商品を販売し、香港から日本に当該商品を発送した事案ですが、「譲渡」が日本国内において行われたというためには、譲渡行為が日本国内で行われる必要があるというべきであって、日本国外に所在する者が日本国外に所在する商品について日本国内に所在する者との間で譲渡契約を締結し、当該商品を日本国外から日本国内に発送したとしても、それは日本国内に所在する者による「輸入」に該当しても、日本国外に所在する者による日本国内における譲渡に該当するものとはいえない」として、日本国内における「譲渡」行為に該当しないと判断されています。

14) 東京高判平成15年7月14日（平成14年（行ケ）第346号）

15) 前掲注1)7頁

(1) 商標法における規制

米国においては、模倣品の輸入について、1930年関税法第526条(d)(19 U.S.C. 1526(d))に規定される場合を除き¹⁶⁾禁止されています(米国商標法第42条(15 U.S.C. 1124))。

EUにおいては、模倣品の輸入は、業として(in the course of trade)の使用に該当する場合に規制の対象となっています(欧州共同体規則(Regulation (EU) 2017/1001)第9条)。EUにおいても、以前は日本と同様に個人使用目的による模倣品の輸入は規制の対象外とされていましたので、商標の分野では一つの論点として、立法による解決も検討されていました。しかし、欧州連合司法裁判所の判決(CJEU, C-98/13 Blomqvist/Rolox[6 Feb. 2014])により、条文の解釈で対応可能であることが明らかとなりました。本判決以降、EUでは、EU域内の者が個人として使用する場合であったとしても、EU域外の事業者がEU域内に宛てて送付した模倣品について、当該EU域外の事業者の行為に商標権侵害が成立するものと解して、税関における輸入差止めの対象としています。

(参考) 欧州連合司法裁判所の判決 (Case C-98/13)

【事案の概要】

デンマーク在住のBlomqvist氏が、中国の販売サイトからRolex腕時計の模倣品を購入し、当該模倣品が香港からデンマークに送付されたところ、デンマークの税関当局が、旧税関規則¹⁷⁾に基づき、当該模倣品を差し止めた。Rolex社がBlomqvist氏に対して模倣品の廃棄への承諾を求めたのに対し、Blomqvist氏は個人使用目的を理由に廃棄への承諾を拒否したため、デンマークの各裁判所において廃棄請求権等の存否が争われた。

旧税関規則が適用されるには、デンマークにおいて商標権の侵害が成立することが求められるところ、デンマーク商標法等によれば、個人

使用目的での購入は商標権の侵害と認められない。そこで、デンマーク最高裁判所は、EU域外の販売業者の行為に商標権の侵害が認められるか等について欧州連合司法裁判所(the Court of Justice of the European Union (CJEU))に質問を付託した。

【争点】

旧税関規則の解釈上、EU非加盟国におけるオンライン販売ウェブサイトを通じて、EU加盟国の領域内に居住する個人に対して販売された商品に関して、

- ①それらの商品が当該加盟国の領域に入り込むその時点で、知的財産権の権利者が、旧税関規則によって、当該権利者に与えられる保護を享受するため、当該販売が、同加盟国において「取引上の使用」等を構成するものとして、捉えなければならないか。
- ②当該販売に先立って、当該商品は当該加盟国の消費者に直接宛てた販売の申出又は広告の対象となっていなければならないか。

【判示事項】

・争点①について：

旧税関規則は、以下を意味するものとして解釈されなければならない。すなわち、EU非加盟国のオンライン販売ウェブサイトを通じて、EU加盟国の領域内に居住する個人に対して販売された商品に関して、単に当該商品の(前述の個人による)取得のために当該商品が当該加盟国の領域に入り込む時点で、知的財産権の権利者は、旧税関規則によって当該権利者に与えられる保護を享受する。

・争点②について：

当該販売に先立って、当該商品が当該加盟国の消費者に直接宛てた販売の申出又は広告の対象になっていたことを要しない。

16) 携帯品であって、関税法施行規則第148.55条で定める数量等の制限の範囲内をいいます。関税法施行規則第148.55条において、個人使用品は1登録商標あたり30日以内の持込みを原則として1個のみ認めることとされています。なお、この制限の範囲内の模倣品であっても、持込み後1年以内にその商品を販売した場合には、その商品又はこれに相当する額が没収の対象となっています。

17) 「特定の知的財産権の侵害が疑われる物品に対する税関の措置及び当該権利の侵害が認められた物品に対してとられるべき対策に関する2003年7月22日付理事会規則(EC)No 1383/2003」

(2) 意匠法における規制

米国においては、米国関税法第1337条に基づき国際貿易委員会(International Trade Commission(ITC))に対し不正輸入調査(「337条調査」とも呼ばれています。)を請求し、行政法判事(Administrative Law Judge(ALJ))による排除命令を受けた場合に限り、税関における差止めの対象となります。

EUにおいては、上記の欧州連合司法裁判所の判決(Case C-98/13)と同様に、EU域外の販売業者による意匠権侵害物品の域内への輸入についても、EU域内の個人側の個人使用目的を問わず、税関における差止めができる可能性があります。さらなる調査が必要です。

6. 審議会における検討

この問題が取り上げられたのは今回だけではありません。平成16年に開催された(旧)産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会¹⁸⁾において、商標法で個人輸入・個人所持を取り締まるために、商標の定義から「業として」の要件をはずすことも検討されましたが、産業財産権法の趣旨や法体系(「業として」の要件)への影響に対する慎重な意見もあり、改正は実現に至りませんでした。

そして、前出の知的財産推進計画2020に掲げられた目標の下、令和2年11月6日に開催された(新)産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会において、本件に関する対応について議論が行われました。同小委員会においては、海外の事業者を行為主体とする方向性については概ね賛同を得ることができました。他方で、属地主義について、柔軟に解する意見や厳格に解する意見の他に、侵害訴訟への影響を踏まえ、海外の事業者によるどの行為が侵害行為となるのかを条文上明確な定義を置くことや、規制の範囲が不当に広がらないよう立法を求める意

見もありました。また、実務上の懸念点として、海外の事業者が個人であると偽装しているような場合に、実効性が高まるような運用を求める意見も示されました¹⁹⁾。

また、商標法と同様に他の三法についても同様の方向性で検討していたところ、意匠法については令和3年1月18日に開催された第12回(新)産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会で賛同を得られました。しかしながら、令和2年12月8日に開催された第44回(新)産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会においては、現時点では特許法及び実用新案法に同様の改正を行う必要性が乏しい等の意見があり、その必要性については、引き続き議論を深めていくことが適当であると結論付けられました²⁰⁾。

7. 改正内容

個人使用目的による日本国内への模倣品の流入に対処するため、「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」を、商標法における「輸入」行為(商標法第2条第3項第2号等)に含まれるものとする解釈規定を新たに設け、また、意匠法第2条第2項第1号においても、同様の行為を、意匠法における「輸入」行為(意匠法第2条第2項第1号)に含む旨を追加することとしました(以下「改正規定」といいます。)

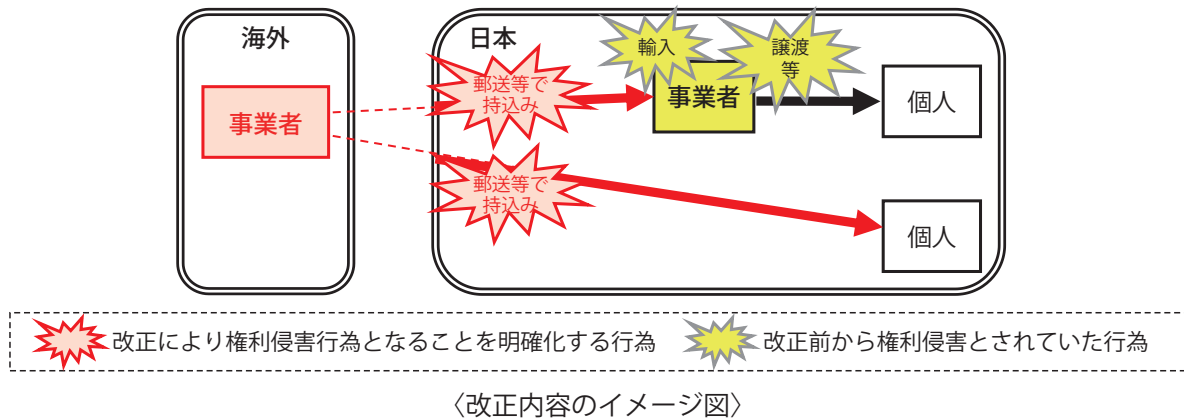
まず、「他人をして持ち込ませる行為」とは、配送業者等の第三者を利用して、外国から日本国内に持ち込む行為をいいます。今回の改正により、例えば、外国の事業者が、ECサイトで受注した商品を日本国内の購入者に送り届けるために、郵便等を利用して日本国内に持ち込む場合が規制の対象になると考えられます。

本改正において規制対象とする行為は、「外国に

18) 第7回(平成16年7月13日開催)及び第8回(平成16年9月14日開催)(旧)産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会を指します。また、平成17年2月18日に開催された、第12回 同小委員会における取りまとめを経て、「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」が公表され、模倣品に関する仮想事例を挙げて商標法及び意匠法の適用に関する特許庁の見解が示されています。

19) 令和3年1月28日 第8回 (新)産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会において、報告書「ウィズコロナ/ポストコロナ時代における商標制度の在り方について」が取りまとめられ、同年2月に公表されました(https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/shohyo_shoi/document/20210204_shohyo_arikata/20210204_hokokusho.pdf, 令和3年10月7日最終閲覧)。

20) 前掲注19)と関連して、令和3年2月5日 第46回 (新)産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会においても報告書「ウィズコロナ/ポストコロナ時代における特許制度の在り方」が取りまとめられ、同年2月に公表されました。



ある者」を主体とするものになりますが、かかる行為のうち、日本国内に到達する時点以降を捉えるのであって、日本の領域外における行為（外国における発送等）は規制対象に含まれない点に留意しなければなりません。

【改正条文】

◆商標法

(定義等)

第二条 (略)

2～6 (略)

7 この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれるものとする。

◆意匠法

(定義等)

第二条 (略)

2 (略)

一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入 (外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下同じ。) 又は譲渡若しくは貸渡しの申出 (譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。) をする行為

二・三 (略)

3 (略)

8. 施行に向けた今後の予想される動き

本改正規定の施行日は、現時点では未定ですが、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日とされています (特許法等の一部を改正する法律 附則第1条第1項第4号)。この改正規定が施行されることで、これまで個人使用目的を理由に、輸入者について「業として」の要件を満たすと判断することが難しく、模倣品が国内に流入することに歯止めをかけられなかった権利者にとって、本改正規定が模倣品の流入阻止の新たな武器となることを期待しています。

他方で、個人使用目的による模倣品の輸入は、今後、商標法・意匠法において新たに規制の対象となることから、日本国内の消費者だけでなく、多様な商品を扱うプラットフォームに対して徹底した周知活動が必要になります。

また、令和2年12月10日の関税・外国為替等審議会 関税分科会の答申によれば、「現在、商標法等において、海外事業者が国内の者に模倣品を直接送付する行為を商標権等の侵害行為と位置づける法改正が検討されている。商標法等の改正が行われた場合には、その施行と同時に、当該侵害に係る物品について税関で水際取締りを実施することが必要であるため、必要な制度改正について速やかに検討することが適当である²¹⁾。」とされていることから、今後、関税法における必要な規定について本格的に

21) 関税・外国為替等審議会 関税分科会「令和3年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申」令和2年12月10日 7～8頁 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20201210/kana20201210appendix.pdf, 令和3年10月7日最終閲覧)

検討されていくものと予想されます²²⁾。

9. おわりに

以上のとおり、令和3年5月21日特許法等の一部を改正する法律における、商標法・意匠法の主要な改正項目について紹介しました。

主要な点を中心に紹介したため、足りない部分もあったかと思いますが、詳細は今後発行されるであろう令和3年改正の解説本等をご参照ください。

一連の改正作業は、今思えばあっという間に過ぎたように感じます。現在、私は東京税関 総括知的財産調査官に所属し、輸入差止申立てに関する業務に携わっています。まさに水際取締りに関与する立場にありますが、税関実務において、従来、個人使用目的により輸入されようとしてきた模倣品を改正規定を踏まえて今後どのように取り締まっていくのか、動向を見据えつつ、より適した制度の在り方を

微力ながら考えていきたいと思っています。

最後に、筆者は本改正の一担当者にすぎず、多大なサポートをしてくれた特許庁総務課制度審議室における検討チームのメンバー、関係部署の皆様、そして家族や友人に心から感謝を申し上げます。

本稿が一参考資料として少しでも皆様のお役に立てば幸いです。

profile

下山 月菜 (しもやま つきな)

平成24年4月特許庁入庁(商標審査官)。審査官に昇任後、商標課商標国際分類室、同課商標制度企画室、海外大学派遣研修(ロンドン大学クイーンメアリー校)、総務課制度審議室を経て令和3年7月より現職(東京税関 総括知的財産調査官 調査官)。

22) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2021 ～コロナ後のデジタル・グリーン競争を勝ち抜く無形資産強化戦略～」2021年7月13日 56頁 (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20210713.pdf>, 令和3年10月7日最終閲覧)において、「商標法・意匠法において、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害と位置付ける改正案が国会で成立し、公布されたことから、その施行と同時に、当該侵害に係る物品に対して実効性のある水際取締りを実施できるよう、関税法等の改正を含めて検討の上、必要な措置を講じる。」とされています。